

大阪市告示第1828号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

1 都市計画の種類

ごみ焼却場

2 都市計画の変更に係る土地の区域

（4号鶴見ごみ焼却場）

大阪市鶴見区焼野二丁目及び焼野三丁目並びに守口市大字寺方旧南寺方及び南寺方東通六丁目地内

3 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

（計画調整局計画部都市計画課）